05405P-00

2014年度版

ナンバーワン

社労士

ハイレベルテキスト5

労働保険料徴収法

上級アイテム

TAC社会保険労務士講座◆編

TAC公式教材 TACメソッドをここに!

合格に必要な情報はすべてここにある!

科目別テキスト

赤シートで選択式対策も可能!

最新の法改正に対応!!

刊行後の法改正にも迅速に対応いたします。

カバー横をご覧ください

TAC出版 EYE LOVE EYE

TAC社労士講座 上級本科生 公式教材

はじめに

社会保険労務士試験も平成25年度本試験で45回を数えることとなりました。途中、第32回本試験において試験方式が「記述式及び択一式」から「選択式及び択一式」に変更されましたが、そこからすでに13年が経過しています。試験形式として定着した「選択式及び択一式」ですが、ここ最近の出題傾向には以下のような特徴が見受けられます。

（選択式）

「覚えた事柄で単純・反射的に選べる性質の問題」から、「持っている知識をフル活用して解答を推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞りこまないと正解を選べない高度化、難化した問題」へと変化してきており、記憶のみに頼った勉強方法では、足切基準点（３点）の得点が困難になってきている。

（択一式）

五肢の解答肢の組み合わせを選ばせる、いわゆる「組み合わせ問題」が出題されるようになってきた。正しい（誤っている）肢だけを見つける「従来型の択一式の問題」より解答の行程数が多いため、内容によっては負荷が非常に高くなる。これとは別に、科目によっては具体的事例からの出題が見受けられるようになった。選択式の場合と攻略の切り口は異なるが、単なる記憶のみに頼る勉強方法では対応できないので、演習を通じて解き慣れていく必要がある。

「ハイレベルテキスト」は、出題傾向に変化があっても、常に『「高水準で選択式および択一式対策を完結することができ、確実に社会保険労務士試験に合格するためのツール」に必要とされる要素は何か？』を出発点として、『みなさんの受験勉強が単なる暗記作業に偏ることなく、内容の理解や知識の定着といったプロセスを経て、「選択式」「択一式」両方の試験形式についてバランスよく対策がとれたものになるようにしたい。』という思いを込めて制作しています。

TAC社会保険労務士講座一同、みなさんが「ハイレベルテキスト」を利用することにより、社会保険労務士試験に合格されることを願ってやみません。

平成25年11月吉日

TAC社会保険労務士講座

本書の構成と活用法

「ハイレベルテキスト」は、科目別テキストです。全11冊で構成されています。ラインナップは下記のとおりです。

1　労働基準法
2　労働安全衛生法
3　労災保険法
4　雇用保険法
5　労働保険料徴収法
6　労働に関する一般常識
7　健康保険法
8　国民年金法
9　厚生年金保険法
10　社会保険に関する一般常識
別冊　直前対策（一般常識・統計/白書/労務管理）

▶効果的な活用法

本書は単に通読するだけでなく、例えば本試験問題等を傍らに置き、常に本書の記載内容と本試験問題等の内容を引き合わせるといった使い方で学習効果が倍増します。

・この問題文の論点は何か？
・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
・この問題文の空欄には選択語群のうちどうしてその語句等が適当とされるのか？

といったことを考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「当てずっぽうではなく、問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「偶然でも合格できればいい」といった受動的な学習スタイルではなく、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけて下さい。

▶本書の構成

＜条文の掲載＞
基本条文・通達などはボックスにすべて載せてあるので、テキスト以外で別途条文集を確認する必要はありません。過去に本試験選択式で出題されたところ、今後も出題が予想される箇所については、赤字になっており、付属の赤シートで隠しながら学習することも可能です。
なお、ボックスには、重要度の高い順番に、★印で３段階に表示しています。

1 趣旨（法１条）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、**労働保険の事業**の**効率的な運営**を図るため、**労働保険の保険関係の成立**及び**消滅**、**労働保険料の納付**の手続、**労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。

・沿革
徴収法は、労災保険と失業保険（現在の雇用保険）の適用・徴収事務を一元化することを主目的として昭和44年に制定された法律で、昭和47年４月から施行されている。

＜わかりやすい解説＞
ボックス下の本文では、条文に関する補足解説などをまとめています。順番に読み進めるとよいでしょう。

必修
必ず目を通してほしい点です。時間のないときは、最低限ここだけ確認！など、学習の指針になります。

参考 **判例**
本試験でパーフェクトを狙うために必要な関連事項をまとめています。
ここをしっかりと読み込むことで、さまざまな問題に対応する力を養成することができます。

Point
得点力を強化するための注目点です。本試験でもよく問われている箇所なので、しっかりと確認しましょう。

2. 提出期限 必修
保険関係成立届は、保険関係成立日の翌日から起算して**10日以内**に**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に提出しなければならない。

参考
（事業場の適用情報等の公表）
厚生労働大臣は、保険関係成立届を提出した事業主の氏名又は名称、住所又は所在地並びにその事業が労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業であるか否かの別（変更の届出があったときは、その変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。（則79条）

Point
労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。
H19-災10A　H21-災8D（則77条）

過去問

Q：厚生労働大臣の認可を受けて、労働保険事務組合となった団体は、労働保険事務を専業で行わなければならない。

A：法33条１項、２項、平成12.3.31発労徴31号。労働保険事務組合となった団体が労働保険事務を専業で行う必要はない。労働保険事務組合となった団体は、労働保険事務組合の認可を受けたことによって全く新しい団体が設立されるわけではなく、既存の事業主の団体等がその事業の一環として事業主が処理すべき労働保険事務を代理して処理するものであって、事務組合たる団体等の組織は当該既存の団体等のそれと同一である。 【解答：× H19-雇8D】

過去問
実際の過去問、演習問題を確認しながら学習できます。

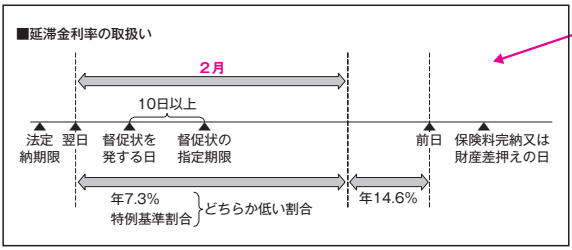

＜図表満載でわかりやすい誌面＞
類似事項は、わかりやすいように、極力図表にまとめて掲載しています。

▶ここが便利！学習の指針となる各種アイコン

重要な箇所が一目でわかるように、本文中に各種アイコンを用いました。

法改正マーク： 改正
本試験でとくに狙われやすい法改正点も、アイコンで一目瞭然です。
平成25年４月13日から平成26年４月までで、現在判明している主要な改正点を掲載しています。

過去問ナンバー： H20-1A
本文中に選択式・択一式の過去10年分の本試験出題実績を表示しています。
択一式は、各問の出題肢まで明記しています。過去問演習の効果が飛躍的に高まります。

▶参考資料

本書巻末には、書式見本を掲載しています。条文だけではわかりにくい手続についても、実際の書式を見ることで、より理解が深まります。

マトリクスの活用法

各章の冒頭に、項目ごとの本試験出題実績と、項目ごとの複雑度から、学習するうえでの優先順位を判断するツールとしてマトリクスを掲載しています。ご自身の苦手分野を客観的に分析するツールとして活用してください。

▶マトリクスの横軸

各項目の過去10年間の本試験における択一式（肢）・選択式（空欄）出題実績を示しています。

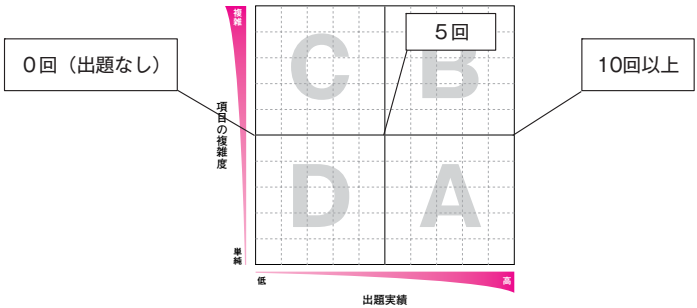

▶マトリクスの縦軸

項目をマスターするために必要な要素を示しています。

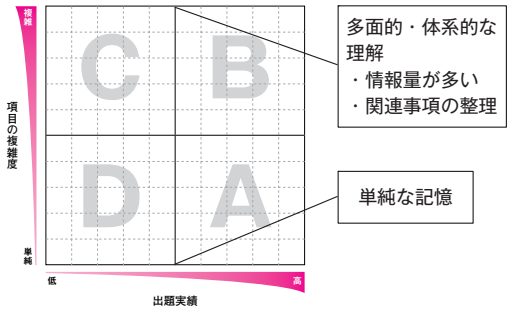

▶受験対策上の優先順位

AゾーンとBゾーンが最も優先順位が高くなっています。

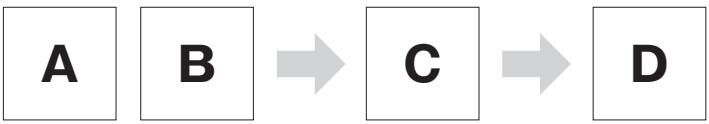

▶マトリクスの各ゾーンの位置付け

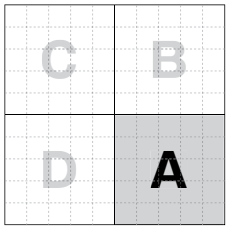

Aゾーン） 本試験頻出ゾーン

合格するためには、必ず得点しなければならない領域です。次の本試験で合格を確実にしたい受験経験者であれば、当然にマスターする必要があります。

Aゾーンの項目を苦手としている場合、テキストの「ボックス」や 必修 で取り上げている内容を曖昧に記憶している可能性があります。まず、「きちんと基本事項を覚える」ことから対策を始めましょう。

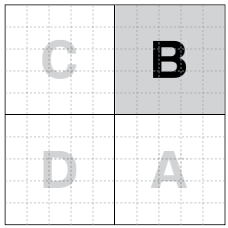

Bゾーン） 本試験頻出ゾーン

マトリクスの縦軸の位置が上がるほど本試験の点数に差のつく領域です。

この領域から出題される内容の攻略が本試験の合否にもっとも影響するといえます。

Bゾーンの項目を苦手としている場合、テキスト記載事項を表面的に記憶している段階で学習が停滞している可能性があります。

学習するうえでキーワードとなる語句にはどのような「意味」「使い方」があるのか？といった点に着目し、『単なる記憶』から『ブレない知識』へと転換を図っていきましょう。

Cゾーン）

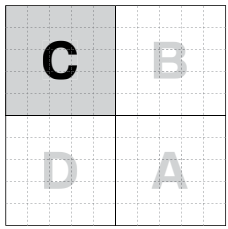

重要な内容（AゾーンやBゾーンと密接に関連しており記憶や体系の理解には不可欠な項目、改正直後または改正から２～３年しか経過していないために出題実績がまだ少ない項目）と、あまり重要ではない内容（複雑で労力がかかる割に他の項目とは関連のない内容）とが混在している領域です。Cゾーンの項目は過去10年の出題実績はあまり多くないので、改正 が付いているかどうかといったように、その項目が相対的に重要な内容であるかどうかを判断したうえで対策を取っていきましょう。AゾーンやBゾーンの項目とバランスを取りながら学習を進めていくようにしてください。

Dゾーン）

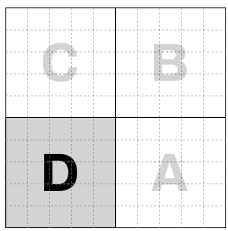

Aゾーン、Bゾーン、Cゾーンの対策を講じたうえで余裕があれば確認をしておくべき領域といえます。受験対策から見て、決してメインの内容ではありません。

また、内容面から見ても、単に記憶しておけばすむ事柄も多いので、スキマ時間を活用して、目を通しておくのも、総合点数の上積みをするうえで対策の一つとなるでしょう。

本試験の傾向

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。

▶過去の出題項目

項目		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
趣旨等		☆			☆		☆			☆	
保険関係の成立等		☆		☆	☆	☆	☆		☆		☆
保険関係の消滅				☆	☆		☆		☆		
有期事業の一括		☆	☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆
請負事業の一括等		☆	☆	☆		☆	☆				
継続事業の一括		☆	☆	☆			☆		☆		
労働保険料の額	労働保険料				☆	☆					
	一般保険料	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	
	特別加入保険料	☆						☆		☆	
	印紙保険料			☆			☆				
労働保険料の納付	概算保険料の申告・納付		☆	☆	☆				☆	☆	
	概算保険料の延納	☆	☆	☆	☆	☆		☆			
	増加概算保険料等	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆
	確定保険料の申告・納付	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	口座振替納付									☆	
	印紙保険料	☆		☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆
	特例納付保険料										
	滞納に対する措置	☆	☆		☆	☆		☆			☆
継続事業(一括有期事業を含む)のメリット制				☆				☆		☆	☆
有期事業(一括有期事業を除く)のメリット制								☆			☆
労働保険事務組合	委託事業主及び労働保険事務組合の認可	☆		☆	☆		☆		☆		
	労働保険事務組合の責任等	☆	☆	☆		☆					☆

項　目		16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
労働保険事務組合	管轄の特例、届出及び報奨金	☆		☆		☆			☆		☆
労働保険料の負担		☆			☆			☆			☆
不服申立て						☆					☆
時効									☆		☆
書類の保存等		☆			☆			☆	☆		
罰則									☆	☆	

☆択一式

目　次

はじめに ／ iii
本書の構成と活用法 ／ iv
マトリクスの活用法 ／ vii
本試験の傾向／ ix

第１章　総則 ／ 1
1 趣旨等 …… 2
1. 趣旨 …… 2
2. 定義 …… 3
3. 適用事業の区分 …… 3

第２章　保険関係の成立及び消滅等 ／ 7
第１節　保険関係の成立及び消滅 ／ 9
1 保険関係の成立等 …… 10
1. 適用事業の保険関係の成立 …… 10
2. 保険関係成立届 …… 11
3. 暫定任意適用事業の保険関係の成立 …… 12
4. 名称、所在地等変更届 …… 15
5. 代理人選任・解任届 …… 16
2 保険関係の消滅 …… 17
1. 共通の消滅事由 …… 17
2. 暫定任意適用事業の保険関係の消滅 …… 18
第２節　保険関係の一括 ／ 21
1 有期事業の一括 …… 22
1. 有期事業の一括の要件及び効果 …… 22
2. 一括有期事業の事務 …… 25
2 請負事業の一括等 …… 26
1. 請負事業の一括の要件及び効果 …… 26
2. 下請負事業の分離の要件及び効果 …… 27

3 継続事業の一括 …… 29
1. 継続事業の一括の要件及び効果 …… 29

第３章　労働保険料の額 ／ 33
1 労働保険料 …… 34
1. 労働保険料 …… 34
2 一般保険料 …… 36
1. 一般保険料の額 …… 36
2. 賃金総額 …… 38
3. 一般保険料率 …… 44
3 特別加入保険料 …… 51
1. 第１種特別加入保険料の額 …… 51
2. 第２種特別加入保険料の額 …… 53
3. 第３種特別加入保険料の額 …… 54
4 印紙保険料 …… 56
1. 印紙保険料の額 …… 56
2. 印紙保険料の額の変更 …… 56

第４章　労働保険料の納付 ／ 57
第１節　概算保険料 ／ 59
1 概算保険料の申告・納付 …… 60
1. 継続事業（一括有期事業を含む）の納期限 …… 60
2. 有期事業の納期限 …… 61
3. 申告・納付先 …… 62
4. 継続事業（一括有期事業を含む）の納付額 …… 64
5. 有期事業の納付額 …… 68
2 概算保険料の延納 …… 70
1. 概算保険料の延納 …… 70
2. 継続事業（一括有期事業を含む）の延納 …… 70
3. 有期事業の延納 …… 74
3 増加概算保険料等 …… 78
1. 増加概算保険料 …… 78
2. 概算保険料の追加徴収 …… 83
3. 概算保険料の認定決定 …… 84

第２節　確定保険料・口座振替納付 ／ 87
1 確定保険料の申告・納付 …… 88
1. 継続事業（一括有期事業を含む）の申告期限 …… 88
2. 有期事業の申告期限 …… 89
3. 確定保険料の納期限 …… 89
4. 申告・納付先 …… 90
5. 還付・充当 …… 90
6. 継続事業（一括有期事業を含む）の申告額 …… 92
7. 有期事業の申告額 …… 94
8. 確定保険料の認定決定 …… 96
2 口座振替納付 …… 98
1. 口座振替による納付 …… 98
第３節　印紙保険料、特例納付保険料、滞納に対する措置 ／ 101
1 印紙保険料 …… 102
1. 印紙保険料の納付 …… 102
2. 雇用保険印紙 …… 106
3. 帳簿の調製及び報告 …… 109
4. 印紙保険料の認定決定及び追徴金 …… 109
2 特例納付保険料 …… 112
1. 特例納付保険料の納付等 …… 112
2. 特例納付保険料の額 …… 113
3. 特例納付保険料の納付の勧奨等 …… 116
3 滞納に対する措置 …… 118
1. 督促 …… 118
2. 滞納処分 …… 119
3. 先取特権の順位 …… 120
4. 延滞金 …… 121

第５章　労災保険のメリット制 ／ 125
1 継続事業（一括有期事業を含む）のメリット制 …… 126
1. 対象事業等 …… 126
2. 労災保険率のメリット改定 …… 130
3. 労災保険率の特例 …… 131
2 有期事業（一括有期事業を除く）のメリット制 …… 134

1. 対象事業等 …… 134
2. 確定保険料額のメリット改定 …… 136

第６章　労働保険事務組合 ／ 139
1 委託事業主及び労働保険事務組合の認可 …… 140
1. 委託事業主及び委託事務の範囲 …… 140
2. 認可 …… 143
3. 認可の取消し …… 144
2 労働保険事務組合の責任等 …… 146
1. 労働保険事務組合に対する通知 …… 146
2. 徴収金の納付責任 …… 146
3. 追徴金又は延滞金の納付責任 …… 147
4. 事業主からの徴収 …… 148
5. 不正受給に関する責任 …… 148
6. 帳簿の備付け …… 149
3 管轄の特例、届出及び報奨金 …… 150
1. 管轄の特例 …… 150
2. 届出 …… 151
3. 報奨金 …… 153

第７章　労働保険料の負担、不服申立て及び時効等 ／ 155
1 労働保険料の負担 …… 156
1. 原則的な被保険者負担額 …… 156
2. 高年齢労働者の免除 …… 157
3. 日雇労働被保険者の負担 …… 158
4. 事業主の負担 …… 158
5. 賃金からの控除 …… 159
2 不服申立て …… 161
1. 行政不服審査法に基づく不服申立て …… 161
2. 異議申立て …… 161
3. 審査請求 …… 162
4. 不服申立てと訴訟との関係 …… 163
3 時効 …… 165
1. 時効 …… 165

4 書類の保存等 …… 167
1. 書類の保存 …… 167
2. 報告・出頭等 …… 167
3. 立入検査 …… 167
4. 電子情報処理組織による申請書の提出等 …… 169
5 罰則 …… 171
1. 罰則 …… 171
2. 両罰規定 …… 172

● 参考資料 ／ 173
● 索引 ／ 177
● 条文索引 ／ 180

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
法令解釈例規略記凡例

法　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律
法附則　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則
令　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令
則　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
則附則　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則
則別表　→労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表
整備法　→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
整備政令　→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
整備省令　→失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令
行審法　→行政不服審査法
報奨金政令　→労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令
報奨金政令附則　→労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令附則
報奨金省令　→労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
厚労告　→厚生労働省告示
労告　→（旧）労働省告示
基発　→（旧）労働省労働基準局長名通達
基収　→（旧）労働省労働基準局長が疑義に応えて発する通達
労徴発　→（旧）労働保険徴収課長名で発する通達
基災収　→（旧)労働省労働基準局労災補償部長又は労災補償課長名通達
発労徴　→次官又は官房長が発する労働保険徴収課関係の通達

第1章

総　則

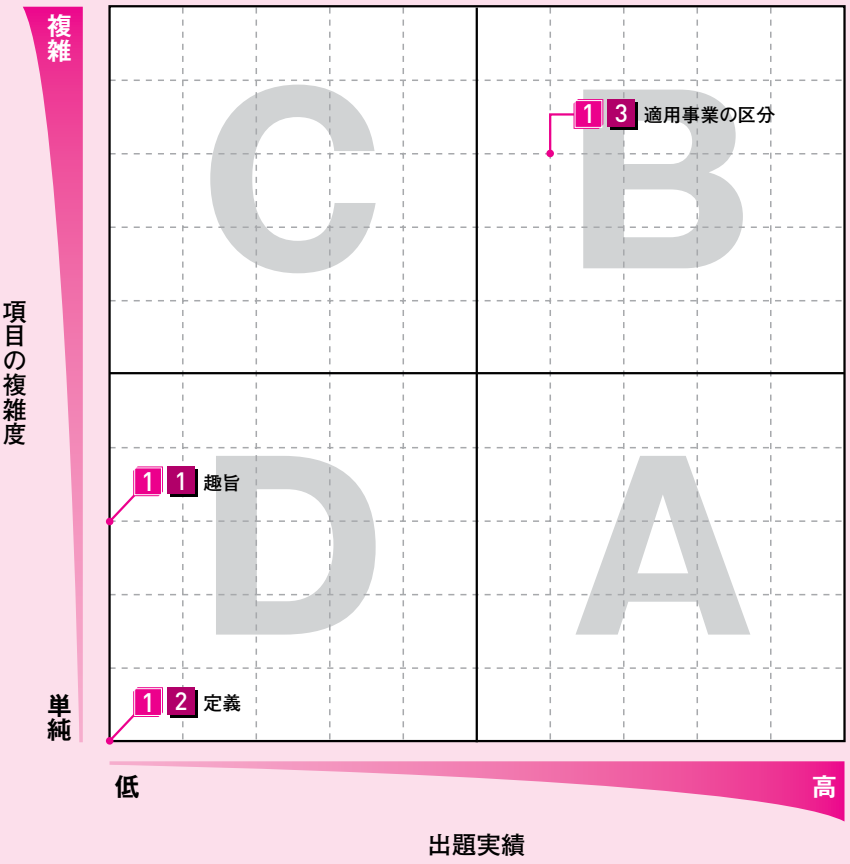

1 趣旨等

1 趣旨（法１条）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律は、**労働保険の事業**の**効率的な運営**を図るため、**労働保険の保険関係の成立**及び**消滅**、**労働保険料の納付**の手続、**労働保険事務組合等**に関し必要な事項を定めるものとする。

・沿革

徴収法は、労災保険と失業保険（現在の雇用保険）の適用・徴収事務を一元化することを主目的として昭和44年に制定された法律で、昭和47年４月から施行されている。

参考

（権限の委任）

徴収法に定める次の厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任されている※。

⑴　下請負事業の分離の認可（法第８条第２項の規定による認可）に関する権限

⑵　継続事業の一括の認可及び当該一括に係る指定事業の指定（法第９条の規定による認可及び指定）に関する権限

⑶　労働保険事務組合の認可（法第33条第２項の規定による認可）、労働保険事務組合の業務廃止届の受理（法第33条第３項の規定による届出の受理）及び労働保険事務組合の認可の取消し（法第33条第４項の規定による認可の取消し）に関する権限

⑷　特例納付保険料の納付の勧奨（法第26条第２項の規定による勧奨）及び特例納付保険料を納付する旨の申出の受理（法第26条第３項の規定による申出の受理）に関する権限　（則76条）

※　上記⑴から⑷以外に「暫定任意適用事業に係る任意加入の認可及び任意脱退の認可に関する権限」についても都道府県労働局長に委任されている。

（則附則１条の３、整備省令３条の２）

2 定義

1 労働保険（法2条1項）

★★

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「**徴収法**」という。）において「**労働保険**」とは、**労働者災害補償保険法**（以下「**労災保険法**」という。）による**労働者災害補償保険**（以下「**労災保険**」という。）及び**雇用保険法**による**雇用保険**（以下「**雇用保険**」という。）を総称する。

・労働保険の定義
労災保険と雇用保険を総称して労働保険という。

2 保険年度（法2条4項）

★★

徴収法において「**保険年度**」とは、**4月1日**から**翌年3月31日**までをいう。

3 適用事業の区分

1 継続事業と有期事業（法7条2号）

★

事業の期間が予定される事業を**有期事業**といい、**有期事業以外**の事業を**継続事業**という。

1. 継続事業
継続事業とは、事業の期間が予定されない事業をいい、一般の工場、事務所等がこれに該当する。H16-災8B

2. 有期事業
有期事業とは、建設工事などのように事業の期間が予定されている事業をいう。
H16-災8A

【例】　建築工事、ダム工事、道路工事などの土木建築工事、立木の伐採など

なお、有期事業という概念は労災保険に係る保険関係についての概念であり、雇用保険に係る保険関係については有期事業という概念がない。

2　適用の特例（法39条１項、則１条３項１号、則70条）

★★★

Ⅰ　**一元適用事業**とは、Ⅱに規定する事業（**二元適用事業**）以外の**事業**をいう。

Ⅱ　次の**事業**については、当該**事業**を**労災保険**に係る**保険関係**及び**雇用保険**に係る**保険関係**ごとに**別個の事業**とみなして徴収法を適用する。　H19-雇9B

ⅰ　**都道府県**及び**市町村**の行う**事業**

ⅱ　**都道府県**に準ずるもの及び**市町村**に準ずるものの行う**事業**

ⅲ　**港湾労働法**に規定する**港湾運送の行為**を行う**事業**　H21-災10B

ⅳ　雇用保険法附則第２条第１項各号に掲げる**事業**

ⅴ　**建設**の**事業**

1．一元適用事業

徴収法は、労災保険と雇用保険の保険関係の成立及び消滅並びに保険料の納付手続を一元化することにより、事務の効率化を図る目的で制定されたものであり、このように両保険の適用・徴収事務が一元化して行われる事業を一元適用事業という。

2．二元適用事業

徴収法は、従来の失業保険の適用及び保険料徴収の方式を労災保険の方式に合わせ、両保険の適用事務と保険料徴収事務を一本化して処理すること、すなわち労働保険の適用徴収の一元化を目的として制定されたものであるが、都道府県及び市町村の行う事業その他一定の業種に属する事業については、労災保険と失業保険とで適用労働者の範囲が異なること、あるいは事業の適用単位を統一しがたい実情にあること等両保険の適用について一律に処理しがたい実態があり、両保険の適用・徴収事務を一元化することは実情に則さないので、両保険の保険別にそれぞれ別個の２つの事業とみなしてそれぞれごとに徴収法が適用される。

このように労災保険の適用・徴収事務と雇用保険の適用・徴収事務を別々に行う事業を二元適用事業という。

3．上記Ⅱⅳの雇用保険法附則第２条第１項各号に掲げる事業

次の⑴⑵に掲げる事業を指す。　H21-災10E

⑴　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他**農林の事業**

(2) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他**畜産**、**養蚕**又は**水産の事業（船員が雇用される事業を除く）**（雇用保険法附則２条１項）

Point

国の行う事業は二元適用事業ではない（国の行う事業には、労災保険に係る保険関係が成立する余地がない）。**H24-災8E**

第2章

保険関係の成立及び消滅等

第１節　保険関係の成立及び消滅

第２節　保険関係の一括

第2章
第1節

保険関係の成立及び消滅

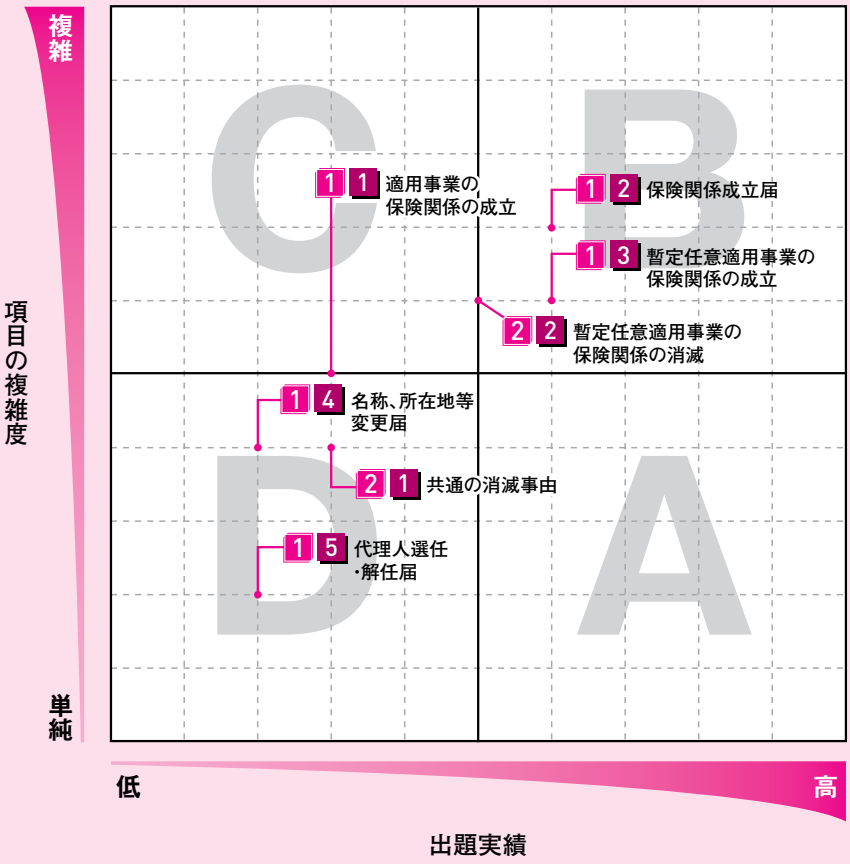

1 保険関係の成立等

1 適用事業の保険関係の成立（法３条、法４条、法附則３条、整備法７条）

★★★

Ⅰ　**労災保険法**第３条第１項の**適用事業**の事業主については、その**事業が開始された日**又は**労災保険暫定任意適用事業**に該当する事業が同項の**適用事業**に**該当するに至った日**に、その事業につき**労災保険**に係る**労働保険**の**保険関係**（以下「**保険関係**」という。）が**成立**する。

H18-災8A

Ⅱ　**雇用保険法**第５条第１項の**適用事業**の事業主については、その**事業が開始された日**又は**雇用保険暫定任意適用事業**に該当する事業が同項の**適用事業**に**該当するに至った日**に、その事業につき**雇用保険**に係る**保険関係**が**成立**する。

・成立の時期

適用事業の場合の保険関係は、**事業が開始された日**又は**暫定任意適用事業**が**適用事業となった日に成立**する。

参考

（労働保険の保険関係）

「労働保険の保険関係」とは、労災保険や雇用保険に関する権利義務の基礎となる継続的な法律関係をいう。

Point

保険関係は、保険関係成立届を提出することによって成立するものではなく、法律上当然に成立する。H19-雇9A　H25-災9B

2 保険関係成立届（法4条の2,1項、則4条1項）

〈巻末参考資料①参照〉

★★★

保険関係が**成立**した事業の**事業主**は、その**成立した日から10日以内**に、次の事項を**政府**に届け出なければならない。

H18-災8B　H20-雇8C　H21-災10A

i　**保険関係**が**成立した日**
ii　**事業主**の**氏名**又は**名称**及び**住所**又は**所在地**
iii　**事業**の**種類**、**名称**、**概要**
iv　**事業**の行われる**場所**
v　**事業**に係る**労働者数**
vi　**有期事業**にあっては、**事業の予定される期間**

1．保険関係成立届の提出先　必修

(1)　次の事業に該当する場合は、保険関係成立届を**所轄労働基準監督署長**に提出する
①　**一元適用事業**であって**労働保険事務組合**に事務処理を**委託しない**もの（**雇用保険に係る保険関係のみ**が成立している事業を**除く**）
②　**労災保険**に係る保険関係が成立している事業のうち**二元適用事業**

(2)　次の事業に該当する場合は、保険関係成立届を**所轄公共職業安定所長**に提出する。
①　**一元適用事業**であって**労働保険事務組合**に事務処理を**委託する**もの　H23-雇9A
②　**一元適用事業**であって**労働保険事務組合**に事務処理を**委託しない**もののうち**雇用保険**に係る保険関係**のみ**が成立する事業
③　**雇用保険**に係る保険関係が成立している事業のうち**二元適用事業**

■提出先まとめ

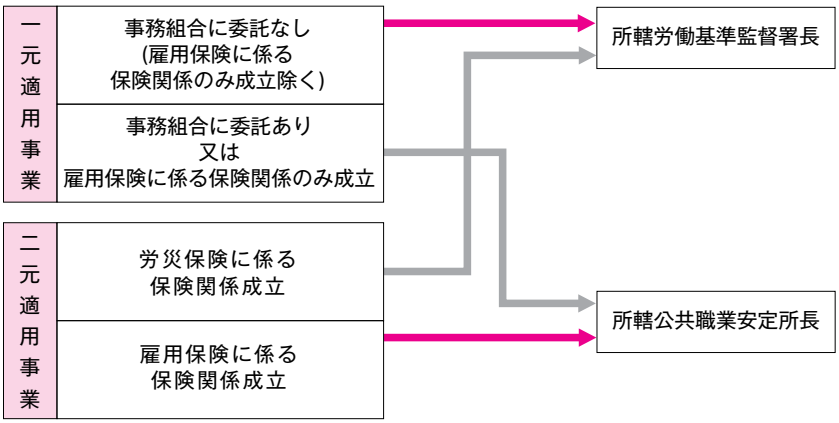

（則1条1項2号、3号、整備省令18条）

(3) 年金事務所経由

次のいずれにも該当する事業主は、保険関係成立届を**年金事務所**（日本年金機構法による年金事務所をいう。以下同じ）**を経由して提出**することができる。後述の「**名称、所在地等変更届**」及び「**代理人選任・解任届**」においても同様である。

① **社会保険適用事業所**（厚生年金保険又は健康保険の適用事業所をいう）の事業主であること。

② **継続事業**に係るものであること。

③ **労働保険事務組合**に労働保険事務の処理を**委託していない**こと。

（則78条２項、則38条２項１号カッコ書）

2. 提出期限 必修

保険関係成立届は、保険関係成立日の翌日から起算して**10日以内**に**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に提出しなければならない。

参考

（事業場の適用情報等の公表）

厚生労働大臣は、保険関係成立届を提出した事業主の氏名又は名称、住所又は所在地並びにその事業が労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業であるか否かの別（変更の届出があったときは、その変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。（則79条）

Point

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票を見易い場所に掲げなければならない。

H19-災10A　H21-災8D（則77条）

3 暫定任意適用事業の保険関係の成立

1 労災保険暫定任意適用事業の場合（整備法５条１項、３項、整備省令３条の２）

★★★

Ⅰ　**労災保険暫定任意適用事業**の**事業主**については、その者が**労災保険**の**加入の申請**をし、**厚生労働大臣**の**認可**（権限は**都道府県労働局長**に**委任**）**があった日**に、その事業につき**労災保険**に係る**保険関係**が**成立**する。H21-災9A

Ⅱ　労災保険法第３条第１項の**適用事業**が**労災保険暫定任意適用事業**に**該当するに至った**ときは、**その翌日**に、その事業につきⅠの**認可**があ

ったものとみなす。H18-災8C

1. 任意加入の申請 必修

労災保険の任意加入申請書は、**所轄労働基準監督署長を経由**して、所轄都道府県労働局長に提出する。

また、労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される**労働者の過半数が希望**するときは、任意加入の申請をしなければならない。

（則78条１項１号、整備法５条２項、整備省令１条、３条の２、14条）

2. 成立の時期

労災保険暫定任意適用事業の事業主による任意加入の申請に対する**厚生労働大臣の認可があったときはその日**に保険関係が成立する。

3. 擬制任意適用事業 必修

適用事業が、事業内容の変更や使用労働者の減少等により、暫定任意適用事業になった場合には、**その翌日**に自動的に任意加入の認可があったものとみなされ（「**擬制任意適用事業**」という）**改めて任意加入の手続を要しない**。H23-雇9E

2 雇用保険暫定任意適用事業の場合（法附則２条１項、４項、則附則１条の３）

★★★

Ⅰ　**雇用保険暫定任意適用事業**の事業主については、その者が**雇用保険の加入の申請**をし、**厚生労働大臣の認可**（権限は**都道府県労働局長**に**委任**）**があった日**に、その**事業**につき**雇用保険**に係る**保険関係が成立**する。

Ⅱ　雇用保険法第５条第１項の**適用事業**が**雇用保険暫定任意適用事業**に**該当するに至ったとき**は、**その翌日**に、その**事業**につきⅠの**認可**があったものとみなす。

1. 任意加入の申請 必修

雇用保険の任意加入の申請は、その事業に使用される**労働者の２分の１以上の同意**を得なければ行うことができない。また、雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される**労働者の２分の１以上が希望**するときは、任意加入の申請をしなければならない。

雇用保険の任意加入申請書は、**所轄公共職業安定所長を経由**して、所轄都道府県労働局長に提出する。なお、雇用保険の任意加入申請書には、**労働者の同意**を得たことを**証明**することができる書類を添えなければならない。

2. 罰則の適用

使用労働者の２分の１以上が希望するにもかかわらず雇用保険の任意加入申請をしな

い事業主、又は雇用保険に係る保険関係の成立を希望したことを理由として労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをした事業主は、６箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる。**H16-雇10D** **H21-災9E**

（法附則２条２項、３項、法附則７条１項、則78条１項２号、則附則２条）

3. 成立の時期

雇用保険暫定任意適用事業の事業主による任意加入の申請に対する**厚生労働大臣の認可があったときはその日**に保険関係が成立する。

4. 擬制任意適用事業 必修

適用事業が、事業内容の変更や使用労働者の減少等により、暫定任意適用事業になった場合には、**その翌日**に自動的に任意加入の認可があったものとみなされ（「**擬制任意適用事業**」という）**改めて任意加入の手続を要しない**。

Point

・労災保険の場合は労働者の「過半数」、雇用保険の場合は労働者の「２分の１以上」の希望がある場合に任意加入しなければならない。例えば、労働者数が４人でそのうち２名が希望した場合、労災保険については加入の申請をしなくてもよいが雇用保険については加入の申請をしなければならない。（整備法５条２項、法附則２条３項）

・労災保険に任意加入する場合には労働者の同意は不要であり、したがって同意証明書を提出する必要もないが、雇用保険に任意加入する場合には労働者の２分の１以上の同意が必要であり、同意証明書を提出することが必要となる。

■暫定任意適用事業の要件

・労災保険

<table>
<tr><th>事業の種類</th><th colspan="4">要件</th></tr>
<tr><td>農業（畜産・養蚕業を含む）</td><td rowspan="3">個人経営</td><td>事業主が特別加入していない</td><td rowspan="2">常時使用労働者数５人未満</td><td rowspan="2">特定危険有害作業を行う事業ではない</td></tr>
<tr><td>水産業</td><td>船員を使用して行う船舶所有者の事業でない
かつ
・総トン数５トン未満の漁船
又は
・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船</td></tr>
<tr><td>林　業</td><td colspan="3">常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数延300人未満</td></tr>
</table>

・雇用保険 H19-雇9C

事業の種類	要件		
農　業	個人経営	常時使用労働者数 **5人未満**	
水産業			船員が雇用される事業でない
林　業			

4 名称、所在地等変更届（法4条の2,2項、則5条）

★★

保険関係が成立している**事業**の**事業主**は、次の事項に**変更**があったときは、その**変更を生じた日の翌日から起算して10日以内**に、**名称、所在地等変更届**を**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に提出することによって届け出なければならない。H16-雇10B H25-災9C

i　**事業主**の**氏名**又は**名称**及び**住所**又は**所在地**
ii　事業の**種類**、**名称**
iii　事業の行われる**場所**
iv　**有期事業**にあっては、**事業の予定される期間**

【例】 労災保険の保険関係が成立している有期事業に関して、当該事業の予定期間に変更が生じたときは、その変更が生じた日の翌日から起算して**10日以内**に、名称、所在地等変更届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

Point

法人の代表取締役の異動は、名称、所在地等変更届を提出する事項には該当しない。

5 代理人選任・解任届（則73条）

★★

Ⅰ　**事業主**は、あらかじめ**代理人**を**選任**した場合には、徴収法施行規則によって**事業主**が行なわなければならない事項を、その**代理人**に行なわせることができる。H19-災10B

Ⅱ　**事業主**は、Ⅰの**代理人**を**選任**し、又は**解任**したときは、**代理人選任・解任届**により、その旨を**所轄労働基準監督署長**又は**所轄公共職業安定所長**に届け出なければならない。**代理人選任・解任届**に記載された事項であって**代理人の選任**に係るものに**変更**を生じたときも、同様とする。H19-災10B　H25-災9A

・提出期限

代理人選任・解任届の提出時期は、具体的には規定されていないが、少なくとも代理人が事務を行う前に提出することになる。

2 保険関係の消滅

1 共通の消滅事由（法５条）

★★

保険関係が成立している**事業が廃止**され、又は**終了**したときは、その**事業**についての**保険関係**は、**その翌日に消滅する。** H18-災8E

1. 手続等 必修

事業の廃止又は終了による保険関係消滅の場合は、**保険関係消滅の手続は不要**であるが**労働保険料の確定精算を行わなければならない。** H19-災8D H23-災9C

2. 消滅の時期 必修

適用事業であると暫定任意適用事業であるとを問わず、保険関係は、事業が廃止（継続事業の場合）又は終了（有期事業の場合）した日の翌日に消滅する。

（法附則４条、整備法８条）

参考

（事業の一時的休止と保険関係）

事業の一時的休止（すなわち休業）の場合は、ここにいう廃止ではないから保険関係は消滅しない。（適用手引１編２章３イ）

（事業の廃止又は終了に伴う保険関係消滅の時期）

単に営業廃止の法律上の手続が完了したときとか、請負契約期間の満了したときをもって直ちに事業の廃止又は終了とみるべきでなく、現に事実上その事業の活動が停止され、その事業における労働関係が消滅したときをもって事業の廃止又は終了があったと解すべきである。したがって、例えば法人が解散したからといって、直ちにその事業が廃止されたことにはならず、特別の事情がない限りその清算結了の日の翌日に保険関係が消滅する。（適用手引１編２章３ハ）

2 暫定任意適用事業の保険関係の消滅

1 労災保険暫定任意適用事業の場合（整備法8条1項、2項、整備省令3条の2）

★★★

Ⅰ　**保険関係**が**成立**している**労災保険暫定任意適用事業**の**事業主**については、徴収法第５条［共通の消滅事由］の規定によるほか、その者が当該**保険関係**の**消滅の申請**をし、**厚生労働大臣の認可**（**権限**は**都道府県労働局長**に**委任**）があった**日の翌日**に、その**事業**についての当該**保険関係**が**消滅**する。

Ⅱ　Ⅰの**申請**は、次のⅰからⅲに該当する場合でなければ行なうことができない。

ⅰ　当該**事業**に使用される**労働者**の**過半数の同意**を得ること。

ⅱ　**擬制任意適用事業以外**の**事業**にあっては、**保険関係が成立した後１年を経過**していること。H21-災9B

ⅲ　**特別保険料**が**徴収**される場合は、**特別保険料**の**徴収期間を経過**していること。H23-災9B

1．手続 必修

保険関係消滅申請書は、労働者の**同意を得たことを証明することができる書類を添付**したうえ、所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出する。

H21-災9C（則78条１項１号、整備省令３条、３条の２、14条）

2．消滅の時期 必修

保険関係の消滅申請に対する厚生労働大臣の**認可があったときは、その日の翌日**に、その事業についての保険関係が消滅する。H21-災9C

参考

（特別保険料）

労災保険に加入していない暫定任意適用事業において発生した業務災害又は通勤災害に対しても、特例による保険給付がなされるが、この場合は通常の保険料とは別に特例による保険給付の費用に充てるための保険料が徴収される。これを特別保険料という。この特別保険料を徴収する一定期間を経過するまでの間は、労災保険からの脱退を認めないこととされている。（整備法18条、18条の２、19条）

2 雇用保険暫定任意適用事業の場合（法附則４条）

★★★

Ⅰ　保険関係が成立している**雇用保険暫定任意適用事業**の事業主については、徴収法第５条［共通の消滅事由］の規定によるほか、その者が当該保険関係の**消滅の申請**をし、**厚生労働大臣の認可**（権限は**都道府県労働局長**に**委任**）があった**日の翌日**に、その事業についての当該保険関係が消滅する。H21-災9D　H23-災9A

Ⅱ　Ⅰの申請は、その事業に使用される**労働者の４分の３以上の同意**を得なければ行うことができない。H23-災9A

1．手続　必修

保険関係消滅申請書は、**労働者の同意を得たことを証明することができる書類を添付**したうえ、所轄公共職業安定所長を経由して所轄都道府県労働局長に提出する。

H21-災9D（則附則１条の３、３条、則78条１項２号）

2．消滅の時期　必修

保険関係の消滅申請に対する厚生労働大臣の**認可があったときは、その日の翌日**に、その事業についての保険関係が消滅する。

Point

■任意加入の手続き等まとめ

	任意加入の要件	任意加入しなければならない場合	任意脱退の要件	届出先
労災	労働者の**同意不要**	労働者の**過半数が希望**	・労働者の**過半数の同意** ・保険関係成立後１年経過 ・特別保険料徴収期間経過	都道府県労働局長（**所轄労働基準監督署長経由**）
雇用	労働者の**１／２以上の同意**	労働者の**１／２以上が希望**	労働者の**３／４以上の同意**	都道府県労働局長（**所轄公共職業安定所長経由**）

・厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認可があった日に保険関係成立（保険関係消滅については認可があった日の翌日）

TAC社労士ナンバーワンシリーズ
2014年度版 ナンバーワン社労士 ハイレベルテキスト5 労働保険料徴収法

発行日　2013年12月20日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（社会保険労務士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区三崎町3-2-18
　　西村ビル
　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　http://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2013

管理コード　05405P0-00

〈ご注意〉
本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。